

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、倫理憲章として、以下の5原則を制定しております。

1. 企業の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、上場企業として健全な業務運営を行うとともに、企業活動の透明性を確保し、信頼される企業を目指します。
2. 法令の文言は勿論、その精神まで遵守し、未来世代のため、より豊かで公正な社会の実現に努めます。
3. 全ての関係者の人権を尊重し、社会・経済の健全な発展に貢献すると同時に、異なる文化的伝統や風習を尊重します。
4. 利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。また、反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。
5. 難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

また、当社は、「お客様のため、株主様のため、私たち自身のため、いかなるときも迅速に、誠実にチャレンジし続け、皆様とともに世界の未来を創造します。」を企業理念とし、以下のことを推進してまいります。

1. お客様、株主の皆様、お取引先等、全てのステークホルダーをお客様と考え、その期待に応えるため、「お客様第一」の行動を実行してまいります。
2. 様々な事象に対し「迅速」に対応するとともに、現状に満足することなく「創意工夫・改善」を実行してまいります。
3. 「適時且つ正確な情報開示」を実行するとともに、業務執行にあたっては「高い倫理観」を持って取り組んでまいります。
4. 「新たなサービスや価値観を創造・提供」し、経済の発展に貢献してまいります。

さらに、倫理憲章に基づき、「企業理念」を実践するため「行動理念」である「J・T・R・U・S・T」を別途定めております。

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| 「J」 = 「Justice」 | 公正な企業経営を行います。 |
| 「T」 = 「Teamwork」 | 経営の根幹である「人」の個性を活かした組織を作ります。 |
| 「R」 = 「Revolution」 | 常に革新志向で価値創造を行います。 |
| 「U」 = 「Uniqueness」 | 当社の独自性を大切にします。 |
| 「S」 = 「Safety」 | お客様、ステークホルダーの皆様安心いただけるよう努めます。 |
| 「T」 = 「Thankfulness」 | 感謝の気持ちを忘れません。 |

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち社外監査役は2名であります。社外監査役につきましては外務省出身者及び金融機関出身者で構成されており、経営監視機能は十分発揮できているものと考えております。また、社外取締役4名を選任しており、取締役会の監督機能をより強固にする体制としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4 - 1 - 】

当社では、最高経営責任者等の後継者計画について重要な課題と認識しており、今後とも幹部社員の育成を行い、取締役会が主体となり監督を行っていきたくと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。当社は持株会社であり、純投資目的以外の政策保有株式を保有することは想定しておらず、その議決権の行使をする場合の対応に関する方針・基準等は定めておりません。今後、政策保有株式を保有する場合には、速やかに方針・基準等を策定し説明いたします。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引を行う場合には、取締役会での審議・決議を要することとしており、加えて、取締役が競業取引及び利益相反取引の当事者である場合、その決議には参加できないことを定めております。また、関連当事者取引における取引条件及び取引条件の決定方針等については、有価証券報告書において開示しております。

有価証券報告書: https://www.jt-corp.co.jp/ir/library/ir_data_04/

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用を行っていないため、財政状態への影響はありません。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 当社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略について、当社のウェブサイトや有価証券報告書等の開示資料を通じて公表しております。経営計画については、決算短信への記載により、単年度の損益計画を公表しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針については、上記「1 - 1 . 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定に当たっての特段の方針・手続きは定めておりませんが、株主総会において決議いただきました報酬金額の範囲内で業績の達成状況などを鑑み決定しております。また、自社株報酬としてストックオプションを付与することにより現金報酬と自社株報酬のバランスを図っております。

- (4) 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名に当たり、柔軟且つ迅速な事業展開を進める上で当社が求める人材の要件が多様であることから一定の方針は定めておりません。事業計画における目標達成のため、これまでの経歴及び経験等を勘案し、候補者の選任を行っております。なお、今後の事業展開において、一定の基準が必要と判断した場合には適宜検討してまいります。
- (5) 取締役・監査役候補の指名時における各人の選任・指名理由、経営陣幹部・社外取締役の選解任理由につきましては株主総会招集通知に記載しております。その他の重任・新任の取締役及び経営陣幹部につきましては、当社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画の達成に繋がる経験や知識を有すると判断した人材を選任しております。

【補充原則4 - 1 - 】

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会が決議すべき具体的な基準を定めて、経営の重要事項及び個別案件の決議を行っております。当社は、取締役会が執行役員を選任し経営の意思決定・監督と業務執行の分離を行っており、代表取締役、業務執行取締役、執行役員及び子会社・関連会社の役員で構成される経営会議を毎月開催して業績及び各事業部門の業務進捗管理並びに業務執行状況について検討を行っております。また、取締役会規程に基づいて取締役会に報告すべき具体的な基準を定め、適宜、執行役員から業務執行報告が行われております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法上の社外取締役要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との間で実質的な利益相反が生じるおそれがない人材を独立社外取締役として選任しております。また、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

【補充原則4 - 11 - 】

当社は、独立社外取締役を含む取締役15名以内、社外監査役を含む監査役6名以内とすることとしております。業務執行取締役については担当業務の専門性と、知識・経験・能力を考慮して取締役会において業務執行取締役を決定しております。また、業務執行を行わない社外取締役については、当社グループの事業やコンプライアンス、リスク管理などにも適切な意見、判断が行われるように、弁護士、財務省、警察庁の出身者、金融機関の経験者など高い専門性を有する人材を選任するなどし、知識・経験・能力のバランスに十分配慮しております。

【補充原則4 - 11 - 】

当社における各役員の兼任状況は、有価証券報告書の「役員の状況」において略歴とともに記載しております。なお、当社の取締役2名が、他の上場会社の取締役を兼任しておりますが、取締役の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を業務に割り振ることができるものと考えております。なお、いずれも、当社の取締役会規程に従って、役員を兼任することについて取締役会決議を経ております。

【補充原則4 - 11 - 】

当社は、社外取締役を含む全取締役を対象に、取締役の自己評価を踏まえ取締役会の実効性に関する評価を無記名アンケート形式にて実施しております。その結果、取締役会の役割は適切に果たされており、有効に機能しているものと判断いたしました。

【補充原則4 - 14 - 】

当社は、取締役・監査役が必要とする外部セミナー等の教育機会の受講、外部団体への加入に際して発生する費用について、積極的に会社にて負担する等の支援を行っております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主様からの対話に対応する部署として、経営企画部内に広報・IR部門を設置し、問い合わせに十分な対応が図られる体制を確保しております。また、株主様との対話を促進するため、原則、決算説明会を半期ごとに年2回実施するとともに、機関投資家、アナリストの皆様との個別ミーティングを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
FUJISAWA PTE. LTD.	26,697,872	25.91
藤澤 信義	12,009,372	11.65
TAIYO HANEI FUND, L.P.	5,628,700	5.46
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	4,584,300	4.45
TAIYO FUND, L.P.	3,968,600	3.85
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3,259,690	3.16
西京リース株式会社	2,890,000	2.80
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY - PB	2,000,000	1.94
ジャパンポケット株式会社	1,780,000	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,489,100	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2018年6月19日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー及びその共同保有者が2018年6月12日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末

現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

[氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合]

- ・タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー / 3,665,000株 / 3.26%
- ・タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー / 5,656,000株 / 5.02%
- ・タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー / 7,263,400株 / 6.45%
- ・タイヨウ・マキ・ジーピー・エルティディー / 653,900株 / 0.58%
- ・タイヨウ・ヒナタ・ジーピー・エルエルシー / 648,200株 / 0.58%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の連結子会社である株式会社KeyHolderは、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場しておりますが、互いの事業ノウハウや業界での地位を尊重しあった上での協力体制であり、事業活動のすみわけもなされていることから、子会社独自の経営判断・事業活動を妨げるものではなく、一定の独立性について確保されているものと判断しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
五十嵐 紀男	弁護士													
水田 龍二	その他													
金子 正憲	他の会社の出身者													
石坂 匡身	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五十嵐 紀男			検察庁において要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験・知識を当社の経営に反映していただくとともに、一般株主とは利益相反のおそれが生じない独立役員として十分機能していただくと判断したため。
水田 龍二			警察庁において要職を歴任しており、豊富な経験と反社会的勢力排除を含む危機管理等に關する幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、一般株主とは利益相反のおそれが生じない独立役員として十分機能していただくと判断したため。

金子 正憲	株式会社西京銀行の参与であり、当社グループと同行との間に、資金の借入れ及び融資保証業務等の取引関係があります。また、西京リース株式会社の監査役であり、同社が当社の普通株式2,890千株を所有する資本関係があります。	金融機関において要職を歴任しており、金融業務における豊富な経験・知識を当社の経営に反映していただくとともに、一般株主とは利益相反のおそれが生じない独立役員として十分機能していただくと判断したため。
石坂 匡身		大蔵省理財局長、環境事務次官などの要職を歴任しており、退官後は上場会社の社外取締役、社外監査役として企業経営に携わるなど、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、一般株主とは利益相反のおそれが生じない独立役員として十分機能していただくと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	6名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と適宜意見交換を行い、情報の収集及び監査の環境整備に努めております。また、監査役は、内部監査部門との緊密な連携により、適法かつ規定どおりに業務が執り行われているか監査を行っております。さらに、役員及び従業員から企業倫理に関する相談・通報を受け付ける窓口として「企業倫理相談窓口」を内部監査部門内に設置・運用するとともに、当該部門と監査役との緊密な連携により、会社にとっての不利益行為の未然防止に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山根 秀樹	他の会社の出身者													
小島 高明	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山根 秀樹		株式会社西京銀行の出身者(元監査役)であり、当社グループと同行との間に、資金の借入れ及び融資保証業務等の取引関係があります。	金融機関において要職を歴任しており、豊富な経験・知識を有していることから、監査機能の一層の強化が図れるものと判断したため。
小島 高明			外務省にて培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い見識や特命全権大使その他の要職を歴任された豊富な経験を有し客観的な見地からご意見やご提言をいただくことで、当社グループ企業全体の経営に対する適切な監督を行っていただけると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

職位に基づきストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

長期的な企業価値の向上への貢献意欲や士気を一層高めるため。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

第42期事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日)に支払った役員報酬の内容は以下のとおりであります。
 取締役に対する報酬251百万円、監査役に対する報酬37百万円、合計289百万円
 (注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外役員の専従スタッフは配置していませんが、取締役会などの日程調整及び案内等につきましては総務部が担当し、状況により総務部が事前説明を行い、趣意の徹底を図っております。
 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行っております。また、監査役会の要請により、監査役の職務を補助する使用人を兼務にて2名選任し、サポート体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を行うとともに、業績及び業務の進捗管理を行っております。

また当社及び子会社役員で構成される「経営会議」を毎月開催し、業績及び各事業部門の業務進捗管理並びに業務執行状況について検討を行い、適切な対応を実施しております。

決定に基づく職務は「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき担当役員が各責任者に対して指示し、執行されております。また、内容が部門間にまたがるような場合は、担当役員間にて調整を行い、効率的な業務執行体制を確保しております。

会計監査につきましては、「会社法」及び「金融商品取引法」の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

なお、従来から当社が監査を受けていた優成監査法人は2018年7月2日をもって太陽有限責任監査法人と合併し、名称を太陽有限責任監査法人に変更しております。

第42期事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日)において業務を執行した太陽有限責任監査法人の監査状況は以下のとおりであります。

当社の業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	継続監査年数
指定社員 業務執行社員 小松亮一	太陽有限責任監査法人	2年
指定社員 業務執行社員 鶴見寛	太陽有限責任監査法人	1年
指定社員 業務執行社員 石上卓哉	太陽有限責任監査法人	2年
指定社員 業務執行社員 大好慧	太陽有限責任監査法人	2年

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、公認会計士試験合格者3名、その他15名であります。

当該年度における、当社の太陽有限責任監査法人への公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の額は200百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、機動的なコーポレート・ガバナンスを維持するため、以下の体制を採用しております。

1. 当社は監査役制度を採用しております。
2. 会社の機関として取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置いております。
3. 現状、取締役は14名、監査役は4名であります。取締役は男性14名で構成されており、うち社外取締役は4名であります。また、監査役は男性4名で構成されており、うち社外監査役は2名であり、監査役会を設置しております。
4. コンプライアンスの社内体制の拡充のため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、従業員一人ひとりが常に法令等の遵守を心掛ける企業風土を醸成させるために必要な社内体制を定め、その徹底と啓蒙活動を行っております。
5. 社外役員の専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会などの日程調整及び案内等につきましては総務部が担当し、状況により総務部が事前説明を行い、趣意の徹底を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン、携帯電話を利用したインターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム(運営:株式会社「CJ」)による議決権行使を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイトに英文での招集通知及び決議通知を掲載しております。
その他	当社ウェブサイトに招集通知及び決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家向けに説明会を実施しており、会社概要、事業内容、経営戦略、業績及び業績見通し、株価推移などの説明を行っております。2018年3月期は1回開催しており、来場者数は約140人となっております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、機関投資家向けに説明会を実施しており、経営戦略、業績及び業績見通しなどの説明を行っております。2018年3月期は4回開催しており、来場者数は累計約310人となっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、年次報告書又は中間報告書、招集通知、決算補足説明資料、アニュアルレポート、月次データ等 (URL) https://www.jt-corp.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理憲章、企業理念及び行動理念の浸透活動を通じて、相互発展の精神を培っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>社会福祉活動分野 当社グループでは、途上国の子供たちにワクチンを送る運動として「エコキャップ運動」、児童養護施設への寄付、家事と仕事の両立が困難な女性への支援・寄付、献血活動、ノーマライゼーション活動への支援等を実施しております。</p> <p>地域活動分野 当社グループでは、地域社会への支援や利益還元活動に取り組んでおり、その一環として、地域スポーツ活動のサポートを行っております。</p> <p>環境分野 当社グループでは、温室効果ガス削減のため、クールビズ・ウォームビズを実施し、地球温暖化防止に取り組んでおります。</p>
その他	<p>女性の活躍の方針・取組み等について 当社グループでは、女性の活躍促進に向けて、出産・育児・介護に関する諸規程を充実させるとともに、その諸規程に沿った各制度の運用を推進しております。具体的には、育児休業及び育児短時間勤務、介護休業及び介護短時間勤務の利用推進や、復職時の教育研修の実施等によるフォローを行っております。</p> <p>また、コンプライアンスマニュアルやセクシャル・ハラスメント防止のためのガイドライン等の制定及びその啓蒙活動を定期的に実施し、職場環境の整備に努めております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において経営会議や各種委員会にて企画立案された議案に関し、その必要性、有効性を検討し、コンプライアンスの観点及び上場会社としての独立性の観点から審議し、意思決定を行っております。また、もう一方の使命である経営の透明性確保の観点からも、相互監視の大原則に則り審議を行うことを基本としております。

- 当社及び子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループ各社が自立的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、当社が適切な管理及び支援を行うことにより、当社グループにおける業務の適正の確保を図る。
 - (2) 「関係会社管理規程」を制定し、当社グループ各社に、一定の重要事項について、当社の事前承認又は報告を義務付ける。
 - (3) 子会社における業務の適正性を監視できる体制とするため、当社の役職員、若しくは当社の役職員相当に業務の適正性を監視できると認められる者が子会社の取締役若しくは監査役として就任する。また、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査し得る体制、及び監査役・監査役会が直接調査し得る体制とし、その報告は直接当社の代表取締役社長に報告される体制とする。
 - (4) 子会社の計数管理に関しては経理部門が分掌し、連結決算作成の管理監督を行う。
 - (5) 当社グループ各社の役員で構成される経営会議を開催し、業績及び各事業部門の業務進捗管理並びに業務執行状況について検討を行い、適切な対応を行う。
 - (6) 子会社のうち、株式会社については原則として取締役会設置会社とする。
- 当社グループ各社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、「倫理憲章」及び「企業理念」並びに「行動理念」を経営の基本として策定し、当社グループはその規模や特性に応じて業務運営の効率性、情報の正確性、コンプライアンス体制を充実強化し、会社資産の健全化を追求する。これを実践するため、法令、定款の遵守はもとより、別に定める「コンプライアンス規則」等に基づく行動規範・企業倫理の遵守の徹底を図る。また、当社グループ各社の取締役及び使用人がこうした社会規範・倫理・法令等の遵守及び浸透を率先垂範することにより、公正かつ適切な企業活動の実現と社会との調和を図るものとする。
 - (2) これらの体制を監視・見直し・改善することを目的に設置されているコンプライアンス・リスク管理委員会を通じ、更なるコンプライアンス体制の強化につなげる。
 - (3) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。
 - (4) 当社グループ内の企業倫理相談窓口、及び外部通報相談窓口を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の問題について適切な対応を行う。
 - (5) 上記(4)に関する通報者の氏名及び情報等は秘匿し、通報者に対して、法令違反等を通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
- 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 「文書管理規程」に基づき、当社の所管する部署は、法定の議事録及び任意の経営会議議事録の他、重要な職務の執行に係る文書等を、その添付資料とともに、社内規程の定めるところによりこれを適切に保管し管理する。また、当該資料については、当社の取締役・監査役が常時閲覧することができるものとする。
 - (2) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役・監査役が常時閲覧することができるものとする。
- 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理については以下の内容にて取り組むものとする。
 - (1) 適正なリスク管理体制の構築・運営及び対応のため「リスク管理規程」を制定し、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定める。
 - (2) 上記規程に基づき、具体的な手順を記述した「リスク管理マニュアル」を制定し、潜在するリスクに対する情報の抽出及び評価を行い、迅速かつ実践的な対処を可能にする。
 - (3) 社内外で想定される将来リスクを的確に予測・整理し、事前に対策を講じること等を主目的とするリスク管理部門を中心として、各部門において一層のリスク管理体制強化を図るものとする。
 - (4) 上記にも関わらず不測の事態が発生した場合は、リスク総括責任者を本部長とする対策本部を発足し、速やかな調査と対応策を実践する。
- 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役会は月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また、子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。
 - (2) 電子稟議システムの活用により社外からでも稟議の閲覧、決裁を可能とし、意思決定の迅速化及び経営効率の向上を図る。
 - (3) 決定に基づく職務の執行については「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき担当役員が各責任者に対して指示し、執行される。また、内容が部門間にまたがるような場合は担当役員間にて調整を行い、効率的な執行体制を確保する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
 - (1) 監査役が必要とした場合は、職務を補助する使用人を置くものとする。その場合当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項については監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。
 - (2) 監査役が職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。
- 監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員(これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本項において同じ。)は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行う。
 - (2) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員は、当社グループに重大な損害を与える事実が発生し得るおそれがあるとき、また、当社グループ各社の役職員による重大な違反行為を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告するものとする。
 - (3) 当社の監査役は常時必要に応じ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対して直接説明を求めることができる。
 - (4) 当社の監査役は、当社グループ各社の取締役会及び経営会議の他、意思決定の過程、執行状況の把握のため随時委員会等の会議に出席することができる。また、代表取締役社長との定期的な意見交換により経営方針の確認等意思の疎通に努める。

(5)当社グループ内の企業倫理相談窓口、又は外部通報相談窓口に法令違反その他コンプライアンス上の問題について内部通報があった場合における、当社の監査役への迅速な報告体制を確保するものとする。

(6)上記(1)及び(2)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手段を定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び子会社は、暴力、威力と詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するために、次の基本方針を宣言しております。

1. 当社及び子会社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
2. 当社及び子会社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
3. 当社及び子会社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
4. 当社及び子会社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
5. 当社及び子会社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社及び子会社は、「倫理憲章」及び「企業理念」並びに「行動理念」を経営の基本として、日本を代表する信頼・信用のある企業となることを経営の目標としております。また、健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的として、「反社会的勢力排除規程」を定め、以下のとおり社内体制を構築しております。

1. 反社会的勢力への対応を統括する部署を総務部門とし、反社会的勢力による被害を防止するために、以下に掲げる対応を行うことにより、管理体制を構築しております。

- (1)反社会的勢力からの不当要求が発生した際に、発生部門は総務部門に対して速やかに報告・相談し、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察への通報がなされる体制を構築しております。
- (2)上記(1)の報告・相談に基づき、実際に担当する担当者の安全の確保を最優先し、発生部門に対して適切な対応を指示する等の体制を構築しております。
- (3)反社会的勢力に関して得た情報をデータベースとして取引先や株主の属性判断の際に活用できる体制を構築しております。
- (4)所轄警察担当係及び加盟暴力追放運動推進センター・顧問弁護士と連携体制を構築しております。
- (5)上記の体制を適正に実施するために「不当要求・暴力行為対応マニュアル」を整備し、役職員に対して研修を実施する等、周知しております。

2. 第三者との間で初めて契約(名称、形式等を問わない)を締結しようとするときは、契約締結の主管部署の長は、当該相手方が反社会的勢力に該当するか否かをあらかじめ調査するものとしております。また、契約書等に相手方が反社会的勢力でないこと、及び相手方が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当該契約が解除されることを定めております。さらに、既存の取引先等についても、反社会的勢力に該当しないかどうか、原則として年1回調査するものとしております。

3. 上記2.の調査の結果、取引を行おうとする相手方が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引を行ってはならないものとしております。また、年1回の調査において取引先等が反社会的勢力であることが判明した場合は、速やかに関係の解消に努めなければならないものとしております。

4. 役職員の就任もしくは採用時に、反社会的勢力との関係の有無につき調査を実施するとともに、反社会的勢力と一切関係がない旨の誓約書を徴求するものとしております。また、原則として、役職員がコーポレートガバナンス体制において重要な役割・権限を担う役職に昇格するときは、反社会的勢力との関係の有無につき調査を実施するものとしております。なお、新たに当社グループの関係会社となった場合も、同様の調査を行うものとしております。

5. 反社会的勢力からの不当要求がなされた場合は、個別の事案に応じて以下へ報告・相談を行い、必要な対応を行うものとしております。

- (1)反社会的勢力対応部門である総務部門を経由して経営陣への報告を行い、必要に応じて指示を仰ぐこととしております。
- (2)状況及び必要に応じて、所轄警察担当係又は加盟暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等に相談することとしております。
- (3)上記の報告・相談を行う際は、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずることも考慮し、特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに被害届を提出する等、刑事事件化も躊躇しない対応を行うものとしております。

6. グループ会社における教育担当部門は、反社会的勢力による被害の防止が適切に行われるために、担当役職員に対して、反社会的勢力による不当要求に際しての報告体制・対応体制、その他反社会的勢力による被害を防止するにあたって必要となる事項の周知徹底を行うものとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

